◇**警察法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三六号）（警察庁）

1　地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準を改めることとした。（別表第二関係）

2　都警察、大阪府警察及び千葉県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準を改めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**警察庁組織令の一部を改正する政令**（政令第一三七号）（警察庁）

1　長官官房に新たにサイバーセキュリティ・情報化審議官一人を置き、その所掌事務を定めることとした。（第二条の二関係）

2　長官官房に置かれる審議官及び参事官の数を六人とすることとした。（第三条及び第五条関係）

3　中部管区警察局に置かれる総務監察部を総務監察・広域調整部に改めるとともに、同管区警察局に置かれる広域調整部を廃止することとした。（第四七条関係）

4　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三八号）（国土交通省）

1　民間事業者が国土交通大臣による民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる都市再生整備事業の規模について、低未利用土地の区域内における都市開発事業にあっては、五〇〇平方メートル以上とすることとした。（第二一条関係）

2　民間事業者が国土交通大臣による民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる都市再生整備事業の規模について、三大都市圏の既成市街地等以外の区域内における都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあっては、五〇〇平方メートル以上とする特例措置等について平成三一年三月三一日まで延長することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三九号）（国土交通省）

1　民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の事業区域面積の要件について、五〇〇平方メートル以上とする特例措置の適用期限を平成三一年三月三一日までの三年間延長することとした。（附則第一条の三関係）

2　民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の施行される地域について、三大都市を対象とする特例措置の適用期間を平成三一年三月三一日までの三年間延長することとした。（附則第一条の四関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令**（政令第一四〇号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令**（政令第一四一号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一四二号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、自殺対策基本法（平成一八年法律第八五号）第一四条に規定する交付金を追加することとした。

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一四三号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として拠点返還地跡地利用推進交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除することとした。

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一四四号）（財務省）

1　原子力安全規制対策として、原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合における当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の地域の住民の安全の確保のために講ずる措置を適正に実施するために必要な研修の実施に要する費用に係る委託費の交付を追加することとした。

2　この政令は平成二八年四月一日から施行することとした。

◇**所得税法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一四五号）（財務省）

一　所得税法施行令の一部改正関係

1　通勤手当の一月当たり非課税限度額を一五万円（改正前一〇万円）に引き上げることとした。（所得税法施行令第二〇条の二関係）

2　学資に充てるため給付される金品について、非課税とされない特別の関係がある者の範囲を定めることとした。（所得税法施行令第二九条関係）

3　障害者等の少額預金の利子等の非課税について、非課税貯蓄申込書に当該非課税貯蓄申込書を提出する者の個人番号の記載を要しないこととするとともに、次に掲げる申込書を提出する場合の本人確認の方法について整備を行うこととした。（所得税法施行令第三四条、第四一条の二及び第四七条関係）

(一)　非課税貯蓄申込書

(二)　非課税貯蓄相続申込書

4　退職一時金等に係る退職所得控除額の計算の基礎となる組合員等であった期間について、当該退職一時金等のうちに中小企業退職金共済法第三一条の二第六項において準用する同条第一項の受入れに係る金額が含まれている場合には、当該受入れに係る金額の計算の基礎となった期間を含めることとした。（所得税法施行令第六九条関係）

5　特定退職金共済団体の要件について、退職金共済事業を廃止した場合において、事業主が中小企業退職金共済法第三一条の二第一項の規定による申出をしたときは、当該事業主に係る被共済者であった者に係る引渡金額を独立行政法人勤労者退職金共済機構に引渡すこととする等の要件を加えることとした。（所得税法施行令第七三条関係）

6　特定退職金共済団体が、その行う退職金共済事業を廃止しようとする場合の手続等を定めることとした。（所得税法施行令第七五条関係）

7　個人が法人から役務の提供の対価として特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式を交付された場合の経済的な利益の価額の算定方法及び当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の取得価額を定めることとした。（所得税法施行令第八四条及び第一〇九条関係）

8　国庫補助金等の総収入金額の不算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲から、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく独立行政法人空港周辺整備機構等の補助金を除外することとした。（所得税法施行令第八九条関係）

9　平成二八年四月一日以後に取得をする建物の附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の減価償却の方法について、定率法を廃止することとした。（所得税法施行令第一二〇条の二、第一二〇条の三、第一二一条、第一二三条及び第一二五条関係）